

佐賀県告示第二百五十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課、武雄土木事務所及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年九月十三日

佐賀県知事 古川 康

郷ノ原地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次直線で結んだ線及び標柱六号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	市	町	大字	字	地番
一	武雄市	東川登町	永野	郷ノ原	四〇六〇番一
二	"	"	"	山下	三九八七番一
三	"	"	"	郷ノ原	四〇五八番九地先道路敷
四	"	"	"	"	三九六四番四
五	"	"	"	"	四〇五八番五
六	"	"	"	"	四〇七五番